

佐野市水道事業浄水場等運転管理業務委託

プロポーザル実施要領

令和8年7月

佐野市水道事業

佐野市水道事業浄水場等運転管理業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 業務委託の概要

- (1) 業務名 佐野市水道事業浄水場等運転管理業務委託
- (2) 業務の目的
本業務は、本市水道事業が管理する水源地、浄水場、配水場、加圧施設、減圧施設等（以下「委託施設」という。）の運転管理を委託することにより、受注者の専門的な技術を活用し、各施設の機能を効率良く発揮させる円滑な運転管理を行い、安心して安全な水道水を安定的に供給することを目的とする。
- (3) 委託施設 大橋浄水場など108箇所（業務内容説明書「8. 業務の詳細な説明及び要求水準に関すること」で規定する仕様書第4条参照）
- (4) 業務内容
受注者が実施する業務の範囲は、次に掲げるものとする。ただし、詳細については業務内容説明書「8. 業務の詳細な説明及び要求水準に関すること」で規定する仕様書（第2章参照）に記載する。
 - ①運転業務
 - ②点検業務
 - ③水質管理業務
 - ④環境整備業務
 - ⑤物品等調達業務
 - ⑥その他業務
- (5) 履行期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。
ただし、契約締結日から令和9年3月31日までの期間は習熟期間とし、現行の業務受注者より引継ぎを受けるものとする。習熟期間中の薬品、消耗品等のユーティリティの調達は現行の業務受注者において措置する。
- (6) 提案限度額
1,072,500,000円（消費税込み）を上限とする。
なお、上記の額は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの履行期間に係る事業費であり、契約日から令和9年3月31日までの習熟期間は受注者の費用負担とする。
- (7) プロポーザルの方式により契約候補者を特定する理由
本業務である浄水場等の水道施設運転管理には専門的な知識や運転技術及び経験が非常に重要である。
業務の実施にあたり、安心・安全な水道水を安定供給する運転管理を実現するには、価格による競争のみだけではなく、業務に対する実績やノウハウ等を評価する必要があることから、プロポーザル方式により契約候補者を特定する。

- (8) プロポーザル方式の方法及び理由
- ①方式
公募型プロポーザル方式
 - ②理由
広く参加者を募集して、最も適した提案を行ったと認められる提案者を特定するため。
- (9) 業務実施上の条件
- ①本市水道事業が要求する水質・水圧・水量（業務内容説明書「8. 業務の詳細な説明及び要求水準に関すること」で規定する仕様書第3章参照）を遵守した委託施設の運転・維持管理を行い、安全な水を安定的に供給すること。
 - ②委託施設の監視は、遠方監視装置を用い毎日24時間実施すること。
 - ③委託施設の機能に重大な障害が発生した場合に備え、自らの費用負担により体制を整備するとともに、常にこれに対処できるよう準備すること。また、本委託業務履行を目的として配置される従事者のみによる対応では不十分な緊急事態を想定し、緊急事態発生後、直ちに対応が可能な広域的な緊急支援体制を自らの費用負担により構築すること。
 - ④業務内容説明書に定める法令の規定により必要な資格を有する者を配置又は組織できること。なお、本業務委託は、水道技術管理者の資格を有する者の配置について要求しているが、水道法第24条の3に基づく業務委託ではないものである。

2 提案書提出者に要求される資格要件

提案書提出者は次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和7・8年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿で、「大分類M（施設・設備等維持管理）」のうち「小分類3（上下水道施設管理）」に登録されている者であること。
なお、公告の日現在で登録されていない者は、受付印が押印された入札参加等資格審査申請(物品等)受付票の写しを参加表明書に添付して提出すること。
- (3) 佐野市競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の申立てがなされていないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の電気工事又は機械器具設置工事の総合評定値（P）が1,000点以上の者であること。

- (6) 共同企業体による参加者でないこと。
- (7) 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県のいずれかに本社、本店又は支店、主たる営業所、代理人を置く営業所を有している者であること。
- (8) 過去10年以内に日本国内の水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業において、紫外線照射装置又は膜ろ過装置を設置している浄水場(排水処理を除く。)の浄水施設等運転管理業務実績が3年以上ある者であること。
- (9) 過去10年以内に水道施設において、建設業法に基づく電気工事又は機械器具設置工事のいずれかにおける契約額が1件あたり4,500万円以上の施工実績又は同等の実績を有している者であること。
- (10) 次に掲げる有資格者を配置又は組織できる者であること。
 - ①水道技術管理者の資格を有し、かつ浄水場又は配水施設等の運転管理の実務経験が3年以上ある者
 - ②水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有する者
 - ③電気主任技術者の資格を有する者
 - ④電気工事士の資格を有する者
 - ⑤危険物取扱者(甲種又は乙種第4類)の資格を有する者
 - ⑥酸素欠乏危険作業主任者の資格を有する者
 - ⑦消防設備士乙種第6類の資格を有する者
- (11) 佐野市暴力団排除条例(平成23年佐野市条例第16号)に基づく入札参加除外を受けていないこと。

3 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先

- (1) 参加表明書の作成様式
プロポーザル参加表明書(別記様式第1号)、参加資格要件確認表(別記様式第1-2号)、企業調書(別記様式第1-3号)のとおり。
- (2) 記載上の留意事項
 - ①参加表明者の概要
会社概要、経営状況(直近2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを添付すること。)について、記載すること。
 - ②保有する従業員数及び有資格者数の状況
会社が保有する従業員数、技術系社員及び有資格者の人数を記載すること。
 - ③浄水施設等の運転管理業務実績
過去10年以内に日本国内の水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業において、紫外線照射装置又は膜ろ過装置を設置している浄水場(排水処理を除く。)の浄水施設等運転管理業務について、3年以上の業務実績(業務継続中も含む。)を記載すること。
 - ④当該業務の実施体制について
配置予定の水道技術管理者及び水道浄水施設管理技士の経歴、現在業務の状況について記載すること。
配置予定技術者の人数を資格毎に記載し、各資格証明書類の写しを添付

すること。

再委託又は技術協力等の予定について、内容及び予定再委託先又は予定技術協力先の理由を記載すること。

⑤水道施設の工事施工実績

過去10年以内に水道施設において、建設業法に基づく電気工事又は機械器具設置のいずれかにおける工事で、契約額が1件あたり4,500万円以上の施工実績又は同等の実績を記載すること。

⑥営業所

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県のいずれかにある本社、本店、支店、主たる営業所、代理人を置く営業所について、所在、電話番号等を記載すること。

⑦公告日(令和8年7月6日)現在で、佐野市物品等競争入札参加資格者名簿で、「大分類M(施設・設備等維持管理)」のうち「小分類3(上下水道施設管理)」に登録されていない者は、受付印が押印された入札参加資格審査申請(物品等)受付票の写しを参加表明書に添付して提出すること。

(3) 問合せ先

〒327-0003

栃木県佐野市大橋町1165番地

佐野市上下水道局 水道課 水道計画係

電話 0283-22-1696

FAX 0283-23-2747

メールアドレス suidou@city.sano.lg.jp

4 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

令和8年7月31日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出場所

3(3)と同じ。

(3) 提出方法

①持参又は郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」「簡易書留」「配達記録」のいずれかの方法によるものとする。

②持参による場合は、佐野市の休日を定める条例(平成17年佐野市条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。

(4) 提出部数

参加表明書の提出部数は、正1部、副10部(添付資料は正のみ添付)とする。

5 要領及び業務内容説明書、提案書に対する質問の受付期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

(1) 質問の内容

質問の内容は、本要領及び業務内容説明書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 受付期間

令和8年7月6日(月)午前8時30分から

令和8年7月22日(水)午後5時まで

(3) 提出方法

①持参、郵送又はファックスにより提出し、併せて同内容を電子メールに添付して提出すること。なお、提出は受付期間内に必着すること。

②質問用紙は、質問書・質問回答書(別記様式第4号)を用いること。

③持参による場合は、「4(3)②」と同様とする。

④受付期間を過ぎて提出されたものは受け付けない。

⑤電話による問合せは受け付けない。

(4) 提出場所

3(3)と同じ。

(5) 回答方法

回答は、令和8年7月27日(月)(予定)までに、佐野市上下水道局ホームページへ掲載する。

(アドレス https://www.city.sano.lg.jp/sp/suidokyoku/business/1_1/index.html)

6 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催する。

(1) 日 時 令和8年7月17日(金)

午前10時から午後4時まで(予定)

(2) 場 所 委託施設のうち主要な浄水場

(3) 人数制限 1者2名までとする。

(4) 申し込み期間 令和8年7月13日(月)午後5時(必着)

(5) 参加方法

①持参、郵送、ファックス又は電子メールにより申し込むこと。

②現地説明会参加申込書(別記様式第5号)を用いること。

③持参による場合は、「4(3)②」と同様とする。

(6) その他会場及び時間は、別途連絡するものとする。また、施設間の移動手段は各参加者自身で手配すること。

現地説明会は希望者に対してのみ実施する。なお、説明会への不参加は評価に影響しない。

7 提案書提出者の選定及び非選定に関する事項

参加表明書により、本プロポーザルの本要領2の提案資格を満たす者であるか確認し、その結果を次の通り通知する。

(1) 確認を行った結果、提案書の提出者として認められた者に対しては、提案書の提出者に選定された旨とプロポーザル参加要請を書面により通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、提出意思確認書(別記様式第2号)を次の通り提出すること。

- ①提出期限
令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着）
- ②提出場所
3（3）と同じ。
- ③提出方法
持参又は郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」「簡易書留」又は「配達記録」のいずれかの方法によるものとする。
持参による場合は、「4（3）②」と同様とする。
- (3) 提案書の提出者として資格が認められなかった者に対しては、確認されなかった旨を書面により通知する。
- (4) 上記（3）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により非選定理由について説明を求めることができる。
 - ①提出場所
3（3）と同じ
 - ②提出方法
持参又は郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」「簡易書留」又は「配達記録」のいずれかの方法によるものとする。
持参による場合は、「4（3）②」と同様とする。
- (5) 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行うものとする。

8 提案書の作成様式、記載上の留意事項

(1) 提案書作成様式

- ①提案書は、提案書（別記様式第3号から第3－8号まで）とする。また添付書類等について、サイズは日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じを基本とすること。図表等を使用する場合において、「A3版」を使用するときには、折り綴じること。また、ロゴマークの使用を含めて、会社名がわかるような記述をしないこと。
- ②提案書は、提出後の差し替え、追加はできないものとする。

(2) 記載上の留意事項

- ①業務実施体制に関する提案
本業務への取り組み姿勢、業務内容説明書を踏まえ、本業務を実施するにあたっての業務実施体制の考え方、人員配置、資格、勤務体制、従事者への教育、安全衛生管理について、簡潔にまとめること。
- ②運転業務に関する提案
業務内容説明書を踏まえ、本業務を実施するにあたっての運転管理全般に関する考え方、施設特性を踏まえた実施方法について、簡潔にまとめること。
- ③点検業務に関する提案
業務内容説明書を踏まえ、点検業務全般に関する考え方、点検計画、軽微な修繕に関する考え方について、簡潔にまとめること。

④水質管理業務に関する提案

業務内容説明書を踏まえ、水質管理に関する基本的な考え方、水質検査計画を踏まえた水質検査について、簡潔にまとめること。

⑤危機管理に関する提案

業務内容説明書を踏まえ、危機管理全般（想定する事象、対応策、危機管理体制、訓練、賠償保険等）に関する基本的な考え方及びその対処方法について、簡潔にまとめること。

⑥その他業務に関する提案

本業務を遂行するにあたり、業務品質の向上に向けた取組み、地域貢献、見学者対応について、簡潔にまとめること。

⑦事業費用についての提案

事業費用について、事業費用内訳明細書を作成し提案すること。

9 提案書の提出期限、提出場所、提出方法等

(1) 提出期限

令和8年9月14日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

3（3）と同じ。

(3) 提出方法

持参とし、その他の方法による提出は一切認めない。

なお、一度提出した書類の返却、差し替えには一切応じない。

休日を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。

(4) 提出部数

提案書の提出部数は、正1部、副10部とする。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

①日時

令和8年10月13日又は14日（予定）

②場所 佐野市役所（佐野市高砂町1番地）（予定）

③実施方法

・提案書の提出者は、プレゼンテーションを30分以内で実施し、当該提案書について20分程度のヒアリングを受けるものとする。

・プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことも可とする。ただし、使用する電子機器は提案書の提出者が準備するものとする。

・提案書の提出者は、プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとする。

・プレゼンテーションの参加者は、配置予定総括責任者を含め提案内容を熟知している4名までとし、プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧（別記様式第6号）により、参加者の役職及び氏名を提案書提出時に届け出るものとする。

10 提案書を特定するための評価基準

提案書の評価項目等は以下のとおりとする。

(1) 得点化基準

次の表に示す配点に従い、提案書に記載された内容を数値化するものとする。

提案事項	評価の視点	配点
1 業務実施体制に関する提案		(30点)
①本業務への取組み姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の重要性及び水道事故が与える社会的影響を認識しているか。 ・発注者と受注者の綿密な連携体制の構築及び本業務に係る課題の解決に協力する姿勢があるか。 	8点
②業務実施体制の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・安心、安全な水道水を安定的に供給するため、適切で無理のない継続可能な業務実施体制を構築する提案となっているか。 	6点
③人員配置、資格、勤務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者の人数、業務分担、取得資格、勤務体制が適切な提案であるか。 ・現場を支援する体制について提案されているか。 	8点
④従事者への教育	<ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者に対する人材育成、ノウハウの継承を目的とした教育を継続して実践する提案であるか。 	4点
⑤安全衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者の労務、安全衛生が適切に管理される提案であるか。 	4点
2 運転業務に関する提案		(20点)
①運転業務全般（水質、水圧、水量などの管理等）に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で安定した施設運用を行うために、実施方針や考え方が適切な内容で提案されているか。 	8点
②施設特性を踏まえた実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の特性や運転業務上配慮すべきポイントを踏まえた運転方法が提案されているか。 ・遠方監視装置を用い事故や機器故障等に適切に対応で 	12点

	きる方法で提案されているか。	
3 点検業務に関する提案		(30点)
①点検業務全般に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 安全で安定した施設の運転を行うために、点検業務上配慮すべきポイントや考え方が適切な内容で提案されているか。 	8点
②点検計画	<ul style="list-style-type: none"> 設備及び機器の能力が十分に発揮されるよう、妥当な頻度で点検を行う計画で提案されているか。 法令に基づく点検について、適切な内容で提案されているか。 	12点
③軽微な修繕に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な修繕に関する適切な考え方及び対応について提案されているか。 	10点
4 水質管理業務に関する提案		(10点)
①水質管理に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 安心、安全な水道水を供給するための水質管理について、適切な考え方が提案されているか。 	5点
②水質検査計画を踏まえた水質検査	<ul style="list-style-type: none"> 佐野市水道事業により策定された水質検査計画を踏まえた水質検査が、適切な内容で提案されているか。 	5点
5 危機管理に関する提案		(30点)
①危機管理全般（想定する事象、対応策、危機管理体制、訓練、賠償保険等）に関する考え方及びその対処方法	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態が発生した場合に備え、その対処方法等（緊急時対応フロー、緊急連絡体制、復旧体制、緊急時支援体制等）が具体的に適切な内容で提案されているか。 本業務の遂行に伴う事故に備え、賠償保険に加入しているか。 	30点
6 その他業務に関する提案		(15点)
①業務品質の向上に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の品質向上、確実な業務の遂行に対する有効な提案がされているか。 	5点

②地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献に対する考え方、具体的な方策が提案されているか。 ・近隣住民への安全面、環境面での配慮が適切な内容で提案されているか。 	5点
③見学者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・見学者対応の内容及び具体的な手法が提案されているか。 	5点
7 事業費		(60点)
①価格に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・次の計算により得られた値を事業費評価配点とする。 事業費評価点＝配点×(提案者の中の最低提案事業費)÷(当該提案者の提案事業費) 	60点
8 プレゼンテーション及びヒアリング		(5点)
①誠実に取り組もうとする姿勢を持っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書との整合性があるか。 ・本業務への理解や積極性、実績に基づく提案がされているか。 	5点

(2) 順位の確定方法

提案書の特定は、評価項目による評価の結果、合計評価点数の最も高い者を最優秀者とする。各者の合計評価点数は、「14 その他の留意事項(2)」に示す委員会構成員の点数を合算し、平均して算出する。最も高い合計評価点数を獲得した提案者が複数の場合(同点の場合)は、次の①から③の順により最終順位を決定し、最優秀者とする。

- ① 「(1) 得点化基準」の「2 運転業務に関する提案」及び「3 点検業務に関する提案」の合計評価点数が最も高い者
- ② 上記①に該当する者が複数ある場合には、「(1) 得点化基準」の「5 危機管理に関する提案」の評価点数が最も高い者
- ③ 上記②に該当する者が複数ある場合には、「(1) 得点化基準」の「7 事業費」の評価点数が最も高い者

なお、提案者が1者のみの場合については、下記「(3) 基準点」を満たした場合に最優秀者とする。

(3) 基準点

合計評価点数の60%以上の得点である、120点以上とする。

1.1 提案書の特定及び非特定に関する事項

提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を評価し、その結果を11月上旬に次の通り郵送にて通知する。

- (1) 提出された提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を

書面により通知する。

- (2) 提出された提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により非特定理由について説明を求めることができる。
なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。
 - ①受付場所
3(3)と同じ。
 - ②提出方法
持参又は郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」「簡易書留」又は「配達記録」のいずれかの方法によるものとする。
持参による場合は、「4(3)②」と同様とする。
- (4) 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、10日(休日を含まない。)以内に書面により行うものとする。

1.2 契約に関する事項

- (1) 見積徴取の相手方としての特定
本市水道事業は、本プロポーザルにおいて特定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結する。
ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積徴取の相手方として再特定するものとする。
 - ①最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4(同令第167条の11第1項に準用する場合を含む。)に該当することとなったとき
 - ②最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき
 - ③最優秀者が、特定後に本要領13に掲げる失格事項に該当して失格となったとき
 - ④最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
 - ⑤最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
 - ⑥その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき
- (2) 委託契約金額
委託契約金額は、本市水道事業が定める本業務委託に係る予算の範囲内とする。
- (3) 失格による契約の解除
本業務委託の契約後に、契約者が本要領13に定める失格条項に該当していたことが明らかになった場合には、契約を解除することがある。

1.3 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- ①提案書等が提出期限までに提出されない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③本要領2に定める資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- ④その他本要領の定めを反した場合
- ⑤本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為等があった場合

1.4 その他の留意事項

(1) 本プロポーザルのスケジュール

実施内容	実施時期(令和8年度)
実施手続き開始の公告	7月6日(月)
要領及び業務内容説明書の交付	7月6日(月)～7月31日(金)
質問受付	7月6日(月)～7月22日(水)
現地説明会の開催	7月17日(金)
参加表明書の受付期限	7月31日(金)
提案資格確認結果書及びプロポーザル参加要請書の通知	8月12日(水)
提案書提出期限	9月14日(月)
プレゼンテーション及びヒアリング	10月13日又は14日(予定)
特定・非特定通知書の通知	11月上旬
協議	11月上旬～12月上旬
契約締結	12月上旬

- (2) 本プロポーザルに係る提案内容の評価及び契約候補者の特定は「佐野市水道事業浄水場等運転管理業務委託評価委員会」において行う。
- (3) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (4) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うこともある。
- (6) 提出された参加表明書及び提案書は返却しないものとする。
なお、提出された参加表明書及び提案書の著作権は提出者に帰属するも

のとし、提出者に無断で使用することはない。

ただし、事務局は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提案書等の複製、記録及び保存等を行う。

- (7) 本プロポーザルにおける評価結果は公表するものとする。公表する内容は、業務名、業務概要、所管課の名称及び所在地、プロポーザル参加者数、特定された者の名称及び住所、総合評価点とする。公表の方法は、佐野市上下水道局ホームページに掲載するものとする。

(アドレス https://www.city.sano.lg.jp/sp/suidokyoku/business/1_1/index.html)

- (8) 配置予定技術者の所有資格や業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。
- (9) 提案書に記載された配置予定技術者は、病気、死亡、退職等のきわめて特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (10) 委託施設の管理責任者としての責任は発注者にあるが、本業務の範囲内における施設の維持管理及び運営上の責任は、原則として受注者が負うものとする。

ただし、発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受注者と協議の上、発注者が責任を負うものとする。

なお、発注者及び受注者のリスク分担については、業務内容説明書「8. 業務の詳細な説明及び要求水準に関すること」で規定する仕様書別紙15「リスク責任分担」によるものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、契約により定めるものとする。